

金沢美術工芸大学栄誉賞の授与に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芸術、学術及び文化の発展に寄与し、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の誇りとして高く評価される者に対して、金沢美術工芸大学栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）を授与することに関し必要な事項を定める。

(要件)

第 2 条 栄誉賞は、次の各号に該当する者に授与することができる。

- (1) 本学の卒業生又は関係者
- (2) 世界的な第三者機関により国際的な評価を受けたと認められる者
- (3) 本学の知名度を世界的に高め、その功績が本学の栄誉と認められる者

(手続)

第 3 条 学長は、前条に該当する候補者があるときには、理事会の議を経て栄誉賞を授与する。

(栄誉賞授与証の様式)

第 4 条 栄誉賞授与証の様式は、別記様式のとおりとする。

(式典等への招待)

第 5 条 栄誉賞の授与を受けた者には、本学の式典その他重要な行事への招待、研究施設の利用に関する便宜供与及び刊行物の贈呈等の礼遇をする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

第 号	氏 名
生 年 月 日	
金沢美術工芸大学は貴殿が において国際的な評価を得た功績 を讃え金沢美術工芸大学栄誉賞の 授与に関する規程により栄誉賞を 授与する	
年 月 日	
金沢美術工芸大学	
印	